

平成30年 5月31日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03288

研究課題名(和文) 立法理学と世界正義論の統合によるグローバル立法理学の基盤構築

研究課題名(英文) Construction of a philosophical foundation of Global Legisprudence by unifying legisprudence and theories of global justice

研究代表者

井上 達夫 (INOUE, Tatsuo)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：30114383

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、立法理学と世界正義論とを理論的資源としてこれらを発展・統合させることにより、「グローバル立法理学」の哲学的基盤を構築することである。本研究はまず、これまでの立法理学がほとんど国内立法にのみ注目してきたため、国内立法とグローバルな秩序形成とが互いに影響を与え合っていることから生じる諸問題を適切に取り扱うことができていなかったことを明らかにした。そこで本研究は、国内立法と国際的法形成とのあるべき分業形態を提示し、その上で、両者の民主的答責性を保障するための方法を示すことで、「グローバル立法理学」の哲学的基盤を構築した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of our research is to construct a new philosophical foundation of 'global legisprudence' by developing and integrating the theoretical resources of legisprudence and global justice. We revealed that the conventional theories of legisprudence which almost exclusively focused on domestic legislation could not appropriately deal with the problems that domestic legislation and global order formation interacted with each other. Then we presented some guides for division of labor between domestic legislation and global law-making, and explored how to guarantee democratic accountability of both. Thereby we built a philosophical foundation of global legisprudence.

研究分野：法哲学

キーワード：法哲学 立法学 立法理学 安全保障 民主政 世界正義 国際法 グローバル立法理学

1. 研究開始当初の背景

立法過程を不合理な権力闘争とみなし、理性的な法発展の場を司法過程に求める司法中心主義の偏見に従来の法哲学・法理論が支配されてきたことを反省し、民主社会において立法を漸進的に改善させるような立法システムの規範的構想を探究する「立法の法理学」としての「立法理学 (legisprudence)」が、国際的な法哲学界の新潮流として台頭していた。研究代表者・連携研究者も本研究に従事する以前から日本の立法学研究を進めてきたが、その中で次のような新たな重要課題が浮かびあがった。それはグローバル化が加速的に進行している現代世界においては、国内立法システムとグローバルな秩序形成過程とが密接な相互影響関係にあり、国内立法システムだけを孤立させて考察し、その改革構想を提示しても、その適格性・実効性には自ずと限界があるということであった。我々の共同研究は、法整備支援や国際法定立の国内立法過程への影響等についても若干の考察を加えていたが、基本的には国内立法システム研究が中心であり、諸外国の立法システムの動向に目配りする場合でも、各国の国内立法システムの比較検討にとどまっていた。これは我々の従前の研究だけでなく、国際的な立法理学研究の現状についても指摘できる問題であった。グローバル化の問題に的確に応答しうるように立法理学を発展させるためには、国内立法システムのあり方とグローバルな秩序形成のあり方との連関を十分踏まえて、両者の規範的改革構想を有機的に連動させる研究を進める必要があった。かかる研究は「グローバル立法理学 (Global Legisprudence)」と呼ぶ。幸い、グローバルな秩序形成が孕む諸問題を抽出し、それへの対処の規範的指針を提示する「世界正義 (Global Justice)」の研究が既に飛躍的に進展していたため、グローバル立法理学開拓のための重要な理論的資源が存在していた。立法理学はグローバルな視点を摂取するために、世界正義論研究と自己を統合させる必要があった。

2. 研究の目的

そこで本研究は、「民主社会におけるより良き立法の追求」を志向し立法システム改革の規範的構想を原理的次元に遡って提示しようとする「立法理学 (legisprudence)」をさらに発展させるために、めざましく進展してきた「世界正義 (Global Justice)」の研究の知的資源を活用発展させて立法理学に取り込み、国内立法中心主義を脱却した「グローバル立法理学 (Global Legisprudence)」の理論基盤を構築すること、またそれによって世界正義の理念の制度的具体化の方向性を示すことを、研究目的とした。

3. 研究の方法

初年度は、国内立法システムへのグローバ

ル化の影響とグローバルな秩序形成の現実が孕む諸問題を世界正義論的観点から整理検討する基礎作業を、四問題群（人権保障問題、世界経済正義、地球環境問題、安全保障問題）に即し、分業で遂行することとした。連携研究者が人権保障作業班（瀧川、郭、横濱、石山、稲田、池田、吉永、米村）、世界経済正義作業班（橋本、浦山、大屋、井上彰、藤岡、桂木）、地球環境問題作業班（松本、吉良、奥田、大江）、安全保障作業班（郭、谷口、安藤、田島）に分かれて各課題を分担し、研究代表者井上が統括調整することとした。ただし、地球環境問題については次年度にてより一層の検討が必要であることが確認されたため、次年度の研究合宿（岡山県・香川県）にて集中的に検討した。

次年度は、研究代表者井上と連携研究者全員が各作業班の研究成果について理解共有をはかったうえで、これまでの研究成果を踏まえ、国内立法と国際適法形成の分業原理について検討することとした。

最終年度は、国内法と国際法形成の民主的答責性保障について研究するとともに、次年度での研究と最終年度での研究とを統合することとした。本研究の成果は当初、IVR イスタンブル大会にて発信する予定であったが、大会開催地がリスボンに変更されたため、IVR リスボン大会にて成果を発信した。

4. 研究成果

本研究は、世界正義論の研究蓄積を検討発展させ、次の二つの基本課題に応答し、両者への応答を整合化することで、グローバル立法理学の基盤を構築した。

国内立法と国際的法形成の分業原理の再編： 何がどこまで国内立法システムの規律に委ねられるべきかは、立法理学の前提問題である。グローバル化の時代にあっては、「各国固有の国内問題は諸国の自律的決定に委ね、国際問題は国際的法定立で対処する」という単純な分業原理は、もはや問題解決の指針たりえない。そこでこの問題に的確に答えるために、本研究は、人権など国境を越える普遍的価値や、国家主権の根拠・射程・制約条件等についての世界正義論の豊富な研究蓄積を検討し、それを発展させて、グローバル化状況における国内立法システムと国際的法形成プロセスとのあるべき分業形態の指針を解明した。

国内立法と国際的法形成の民主的答責性保障： 国内立法システムの正統性を確保する上で民主的答責性保障は基本的重要性をもつが、これとグローバルな秩序形成の要請とを両立させることがいかにして可能か。また、国際的法形成過程自体に民主的答責性保障メカニズムを組み込むことによって民主性欠損を補填することがいかにして、どこまで可能か。本研究は、この二重の問題を世界正義論の研究を踏まえて解明した。

これらの成果は特に 2015 年・2017 年の IVR

世界大会で国際的に発信された。また、本研究の連携研究者が参加する書籍『遅しきリベラリストとその批判者たち：井上達夫の法哲学』にて、研究代表者井上の世界正義論と立法哲学が総合的に検討・批判され、井上が論文にてこれに回答した。

ただし、移民難民問題については、特に人権保障やグローバルな法形成の観点から今後、より一層の検討が必要であることが確認された。この問題については、2018年度から新規に採択された科研プロジェクトにて深めることとした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

- (1) 安藤 馨、「民主政を支えるもの」、『論究ジュリスト』、査読無し、22巻、2017、pp. 19-26
- (2) 大屋 雄裕、「権利は存在するか：存在と拡散」、『法律時報』、査読有り、89-2、2017、pp. 26-31
- (3) ANDO, Kaoru, Ethics of State Control over Immigration, Kobe University La Revue, 査読無し、第49巻、2016、pp. 51-58
- (4) 井上 達夫、「批判者たちへの『遅しきリベラリスト』の応答」、『法と哲学』、査読無し、第2号、2016、pp. 171 - 239
- (5) 大屋 雄裕、「立法の品質保証と民主的正統性」、『法哲学年報』、査読有、2014年号、2015、pp. 83-90

[学会発表](計5件)

- (1) TAKIKAWA, Hirohide, Drawing Borders, the 28th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy of the International Association for Philosophy of Law and Social Philosophy, 2017, at Lisbon University (Lisbon, Portugal)
- (2) YONEMURA, Kotaro, Political Liberalism and Immigration, the 28th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy of the International Association for Philosophy of Law and Social Philosophy, 2017, at Lisbon University (Lisbon, Portugal)
- (3) MATSUMOTO, Mitsuo, Rule of Law and Public Participation in the Decision-Making Process in the Colorado River Basin: IBWC, NGOs, and Courts in Mexico-US Water Treaty of 1944, International Symposium on Public Participation and Access to Justice in Environmental Matters, 2016, ホテル阪急エキスポパーク本館(大阪府吹田市)

- (4) INOUE, Tatsuo, Political Legitimacy in the Light of Global Justice: A Critique of the Rawlsian Law of Peoples, the 27th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy of the International Association for Philosophy of Law and Social Philosophy, 2015, at Georgetown University Law Center (Washington D. C., USA)
- (5) KAKU, Shun, Constitutional Democracy Compatible with the Common Pursuit of Global Justice?: The Changing Structure of Global Governance and the Democratic Legal System, International La Association British Branch Spring Conference 2015, 2015, at University of Essex (Colchester, UK)

[図書](計5件)

- (1) 井上 達夫他、ふねうま舎、『トランプ症候群：明日の世界は……』、2017、208頁
- (2) 瀧川 裕英、東京大学出版会、『国家の哲学：政治的責務から地球共和国へ』、2017、376頁
- (3) 井上 達夫、岩波書店、『自由の秩序：リベラリズムの法哲学講義』、2017、208頁
- (4) 横濱 竜也、弘文堂、『遵法責務論』、2016、296頁
- (5) 瀧川 裕英、大屋 雄裕、谷口 功一他、ナカニシヤ出版、『遅しきリベラリストとその批判者たち：井上達夫の法哲学』、2015、328頁

[産業財産権]

なし

[その他]

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

井上 達夫 (INOUE, Tatsuo)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：30114383

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

田島 正樹 (TAJIMA, Masaki)
千葉大学・文学部・教授
研究者番号：20147490

桂木 隆夫 (KATSURAGI, Takao)

学習院大学・法学部・教授
研究者番号：70138535

石山 文彦 (ISHIYAMA, Fumihiko)
中央大学・法学部・教授
研究者番号：80221761

大江 洋 (OE, Hiroshi)
岡山大学・教育学研究科・教授
研究者番号：80308098

稲田 恭明 (INADA, Yasuaki)
東京大学・法学部・助手
研究者番号：50376381

橋本 努 (HASHIMOTO, Tsutomu)
北海道大学・経済学研究科・教授
研究者番号：40281779

奥田 純一郎 (OKUDA, Junichiro)
上智大学・法学部・教授
研究者番号：90349019

瀧川 裕英 (TAKIKAWA, Hirohide)
立教大学・法学部・教授
研究者番号：50251434

横濱 竜也 (YOKOHAMA, Tatsuya)
静岡大学・人文社会科学部・教授
研究者番号：90552266

松本 充郎 (MATSUMOTO, Mitsuo)
大阪大学・国際公共政策研究科・准教授
研究者番号：70380300

谷口 功一 (TANIGUSHI, Koichi)
首都大学東京・都市教養学部・教授
研究者番号：00404947

藤岡 大助 (FUJIOKA, Daisuke)
亜細亜大学・法学部・准教授
研究者番号：90581083

大屋 雄裕 (OHYA, Takehiro)
慶應義塾大学・法学部・教授
研究者番号：00292813

井上 彰 (INOUE, Akira)
東京大学・総合文化研究科・准教授
研究者番号：80535097

池田 弘乃 (IKEDA, Hirono)
山形大学・人文学部・准教授
研究者番号：80637570

郭 舜 (KAKU, Shun)
北海道大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号：30431802

吉永 圭 (YOSHINAGA, Kei)
大東文化大学・法学部・准教授
研究者番号：10361453

吉良 貴之 (KIRA, Takayuki)
宇都宮共和国・シティライフ学部・講師
研究者番号：50710919

浦山 聖子 (URAYAMA, Seiko)
成城大学・法学部・講師
研究者番号：70634640

安藤 馨 (ANDO, Kaoru)
神戸大学・法学研究科・准教授
研究者番号：20431885

米村 幸太郎 (YONEMURA, Kotaro)
横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・
准教授
研究者番号：00585185

(4)研究協力者

森 悠一郎 (MORI, Yuichiro)
東京大学・大学院法学政治学研究科・特任講師
研究者番号：607074886

平井 光貴 (HIRAI, Mitsuki)
東京大学・大学院法学政治学研究科総合法政
専攻・博士課程

松田 和樹 (MATSUDA, Kazuki)
東京大学・大学院法学政治学研究科総合法政
専攻・博士課程